

法務省 犯罪被害者支援弁護士制度・実務者協議会（第14回） 議事要旨

1 日時

令和5年4月25日 午後3時頃～午後3時30分頃

2 協議会の方法

対面及びWeb会議方式

3 議事要旨

(1) 意見交換

資料「「犯罪被害者支援弁護士制度・実務者協議会」取りまとめ（修正案）」（以下「資料」という。）について、意見交換が行われた。

まず、本制度と民事法律扶助制度との関係については、資料5ページの2行目から8行目に記載されているとおり、丁寧に検討する必要があることが確認された。

また、法律相談の在り方等については、資料4ページの「4 支援内容等」「(1) 枠組み」に記載されているとおり、支援の始期の在り方等を踏まえて検討する必要があることが確認された。

日弁連から、本制度の対象犯罪は、性犯罪に限らず、日本弁護士連合会委託援助業務における犯罪被害者法律援助業務の対象犯罪とすべきであり、この点は日弁連が当初から主張していたものであるという意見が述べられ、こうした経緯等を踏まえて取りまとめることが確認された。

(2) 今後の予定等

資料については、意見交換の結果を踏まえて修正し、構成員において確認した上で取りまとめとして確定させ、法務省のホームページにおいて公表し、これをもって本実務者協議会を終了することとされた。